

償却資産と家屋の区分表（川口市の取扱基準）

家屋と設備の所有者が同一の場合、償却資産として判断する場合と家屋に含まれる場合があり、下表は問い合わせの多い例を示したものです。

施工時の設置状況などにより判断に窮する内容については償却資産係へお問い合わせください。

※川口市での判断基準となりますので、自治体により一部判断が異なる場合があります。

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含まれる主なもの	備考
建築工事	内装工事 造作等		床・壁・天井仕上 店舗造作等工事一式	
	外構工事	外構工事 囲障工事 (塀、防壁、門扉、フェンス) 舗装路面（構内舗装・舗装道路） 庭園、花壇、芝生 バーゴラ、ポール 貯水池、井戸 緑化設備一式（植栽、散水設備、排水設備、屋上・壁面緑化設備） 水景設備一式		
電気設備 通信設備	受変電設備 (キュービックル)	設備一式（配線・配管含む）		
	予備電源設備	発電機設備一式（配線・配管含む） 蓄電池設備一式（配線・配管含む） 無停電電源装置（UPS） 定電圧定周波数電源装置（CVCF）		
	電力引込設備	装置一式（配線・配管含む）		
	中央監視装置	装置一式（配線・配管含む）		
	動力配線設備	特定の生産または業務用動力配線設備一式 ※	動力配線設備一式（動力分電盤、動力操作盤、手元開閉器、金属ダクト、配線、ブルポックス等）	工場で機械を動かすための電気設備等物の生産・加工のために必要とされる設備は償却資産として判断。
	幹線設備	高圧幹線設備一式	低圧幹線設備一式（配電盤から分電盤等までの配線・配管等）	
	電灯設備 (電灯コンセント配線設備・照明設備)	屋外の照明設備 避難口誘導灯、非常用照明器具等 投光器、スポットライト 電球・蛍光管 等	屋内の照明設備 電灯コンセント配線配管設備 電灯分電盤 アウトレットボックス スイッチコンセント類 フロアコンセント類 ワイヤリングダクト 等	非常用照明器具等について、常時は消灯、非常時のみ電池等により点灯するものは償却資産、階段踊場等に設置されている階段通路誘導灯や一般照明としても使用できる非常用照明器具は家屋として判断。
	電話設備	電話機 交換機、電源装置等 携帯電話	電話配線設備（配線・配管含む） 端子盤等	
	呼出表示設備 (呼出信号設備、盗難非常通報装置、ナースコール設備)		信号盤 表示灯 押ボタン盤 通報装置・センサー 等 配線・配管 ボックス類 等	
	自動車管制装置		感知器 案内灯 満車灯 誘導灯等の表示灯 配線・配管等	
	入退室管理設備	設備一式（配線・配管含む） (監視盤・操作盤、ゲート、カードリーダー・カード 等)		
	インターホン設備		集合玄関機 ドアホン 配線・配管等	

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含まれる主なもの	備考
	拡声器装置	マイクロホン スピーカー アンプ マイク 等	配線・配管等	
	電気時計設備	時計（親時計、子時計） 端子盤 その他器具類（ベル等）	配線・配管等	現在は家屋評価基準から削除されているが、建築設備の要件を満たすものは家屋と判断する。
	監視カメラ設備	カメラ 受像モニター（テレビ）	配管 同軸ケーブル（配線） 接栓 等	
	共同聴視設備 (テレビジョン)	受像モニター（テレビ）	共同聴視設備（アンテナ、ブースターアンプ、分配器、整合器、ケーブル、配管等）	
	自動ドア設備		開閉装置一式	
	LAN設備	設備一式（L A Nボード、サーバー、ハブ・ルーター、ケーブル等）		
衛生設備	給水設備	屋外の給水設備 水道引込設備（水道メーターから外側の水道本管等） 特定の生産又は業務用の給水設備※ 水質改良等のための機器（浄水器・活水器等） 給水塔	屋内の給水設備（配管含む） 高架水槽 バルブ ポンプ ボールタップ カラン（水栓） 受水槽・受水タンク	屋外に設置されている高架水槽や受水槽等の給水設備でも、配管等により屋内の機器と一体になって効用を発揮するものは、家屋として判断。
	揚水設備	ポンプ、揚水管（地下水用のもの）	ポンプ、揚水管（高架水槽用のもの）	
	排水設備	屋外の排水設備 特定の生産又は業務用の排水設備※	屋内の排水設備（配管含む） バルブ、ポンプ	
	中央式給湯設備	屋外の配管 煙突・煙道（独立したもの）	ボイラー オイルタンク ストレージタンク 温度調節弁、ポンプ 屋内の配管、バルブ、カラン	
	局所式給湯設備 (電気・ガス湯沸器)	給湯器（流し用等）	給湯器（浴室、床暖房用等） 給湯管	
	局所式給湯設備 (貯湯式)	電気温水器（流し用等）	温水器（浴室、床暖房用等）	
	中央式冷水設備		チラーユニット ポンプ タンク 冷却塔 配管、バルブ、カラン	現在は家屋評価基準から削除されているが、建築設備の要件を満たすものは家屋と判断する。
	衛生器具設備		屋内器具設備（大便器、小便器、温水洗浄便座、洗面器、洗濯流し、汚物流し等） ユニットバス、ユニットシャワー 浴槽、風呂釜 システムキッチン 洗面化粧台 浴室乾燥機	
	浄化槽設備		し尿浄化槽等設備一式	現在は家屋評価基準から削除されているが、建築設備の要件を満たすものは家屋と判断する。
	ガス設備	屋外（ガスマーターから外側）の供給配管	屋内の配管、バルブ、カラン	
	中水処理装置	ろ過装置等一式 流量調整槽 汚泥貯槽 ばっき槽		

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含まれる主なもの	備考
	ゴミ処理設備	ゴミ処理機 生ゴミ用冷蔵庫 脱臭装置 ディスポーザー設備		
空調関連設備	空調設備	ルームエアコンディショナー（壁掛け型・ウインド型） 特定の生産又は業務用の空調設備※	中央空調設備一式（冷凍機、冷却塔、ポイラー、オイルタンク、ポンプ、配管・ダクト・バルブ、空調機、送風機、吹出口、吸込口、ダンパー、自動制御機器） 個別空調設備一式（マルチユニット機器、パッケージ機器、換気用機器（送風機、吹出口、吸込口、ダンパー等）、バルブ、全熱交換器、自動制御機器）	
	換気設備		送排風機 吹出口 ダンパー 換気扇、換気口	
	エアカーテン		吹出口 送風機 吸込口	
	排煙装置		排煙機 排煙口 給気口 ダクト ダンパー	
	ベンチレーター		機器一式	
	クリーンルーム設備	空調浄化システム機器一式		
防災設備	火災報知設備	屋外設備（配線含む）	屋内火災報知設備一式（受信機、副受信機、感知器、配管、配線、P型手動発信機）	
	避雷設備		設備一式（突針、導線、接地電極）	
	消火設備	消火器 ホース ノズル ガスボンベ（ハロゲン・炭酸ガス） 屋外の消火栓設備 パッケージ型消火設備	消火栓設備（消火ポンプ、配管、バルブ、消火栓、連結送水管、サイアミーズコネクション等） ドレンチャー設備（ポンプ、配管、バルブ、ヘッド等） スプリンクラー設備（水道直結型を含む）（ポンプ、エンジン、配管、バルブ、ヘッド等） 不活性ガス消火設備（ガスボンベ用架台、配管、バルブ、ノズル、サイレン、押ボタン等） 泡消火設備（原液タンク、ポンプ、ポンプ架台、配管、バルブ、ヘッド等）	
	免震設備		機器一式	
	避難設備	緩降機、避難梯子 等		
	気送管装置	気送子（病院のカルテ搬送用等）	気送管装置（エア・シューター）	
	昇降設備	リフト（工場用）	エレベーター エスカレーター 小荷物専用昇降機	
運搬設備	垂直搬送設備	設備一式		
	ベルトコンベア設備	工場用ベルトコンベア設備 ループシステム設備 搬送個（カルテ・書類等の運搬用）	事務用ベルトコンベア設備（カルテ・書類等の運搬用）	現在は家屋評価基準から削除されているが、建築設備の要件を満たすものは家屋と判断する。

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含まれる主なもの	備考
清掃設備	清掃設備	チェアゴンドラ等簡易的なもの	窓拭き用ゴンドラ セントラルバキュームクリーナー 配管、パキューム口	
その他設備	劇場等舞台装置	舞台幕、袖幕、綾帳、スクリーン	舞台 舞台幕の巻取り・吊り下げ装置 舞台転換装置	
	既製間仕切 パーテーション	可動間仕切・既製間仕切（取付支柱が天井までないもの） 衝立	可動間仕切・既製間仕切（取付支柱が天井まであるもの） スライディングウォール	
	カーテン ブラインド	カーテン ブラインド ロールスクリーン	カーテンボックス ブラインドボックス	
	カウンター 家具	造り付け以外のカウンター・家具	造り付けのカウンター・家具	
	厨房設備	事業用厨房設備（飲食店・ホテル・百貨店・病院・社員食堂等）	システムキッチン（特定の生産又は業務用厨房設備除く）	
	洗濯設備	洗濯機 脱水機 乾燥機 プレス機		
	医療機器	各種の医療機器・装置及びユニット 医療用ガス設備及び吸引設備における配管 医療用ガス設備一式（吸入口、ポンベ等） 吸引設備一式（真空ポンプ等） 消毒設備一式（消毒機器） 手術設備一式（手術台等） X線設備一式（X線装置、配線）		
	駐車場設備	自走式駐車場 簡易な組立式のもの 垂直循環式駐車場 (メリーゴーランド式) 機械装置一式 エレベータースライド方式駐車場 (格納部分への水平移動もエレベーターのもの) エレベーター等機械装置一式 ターンテーブル 駐車料金自動収納装置一式 料金精算機 駐車券発行機 車番認識装置 カーゲート、フラッパーゲート 車止め、コーナーガード（柱・壁と一体となっているものを除く） カーブミラー	自走式駐車場 鉄筋コンクリート造等の建造物 垂直循環式駐車場 (メリーゴーランド式) 外壁、屋根、基礎 エレベータースライド方式駐車場 (格納部分への水平移動もエレベーターのもの) 外壁、屋根、基礎 エレベーター方式駐車場 (駐車スペースへは自走により移動するもの) 外壁、エレベーター、基礎	
	駐輪場設備	設備一式（駐輪ラック、サイクルコンペア等）		
	広告塔・看板・ サイン その他表示設備	広告塔・看板 ネオンサイン 文字看板、袖看板、案内板、掲示板 証券会社等の価格表示設備一式 駅等の時刻表示設備一式		
	キャノピー（ガ ソリンスタンド 等）	家屋と一体になつてゐないもの	家屋と一体になつてゐるもの	
	ゴルフ練習場	打席部分に屋根はあるが、周壁がないもの	打席部分に屋根があり、打球の飛ぶ方向のみ解放され、その他は周壁があるもの	

設備の種類	分類	償却資産とする主なもの	家屋に含まれる主なもの	備考
	温室・ビニールハウス	恒久的なものではないもの（ビニールフィルムで覆っているもの）	基礎等を有し、屋根及び周壁に該当する部分が恒久的と認められるもの（屋根及び周壁が合成樹脂板、ガラス等を使用しているもの）	
	その他	メールボックス・キーボックス (集合郵便受、宅配ボックス) 家屋としての三要件（外気分断性、土地定着性、用途性）を満たしていない自転車置場、車庫、物置、ゴミ置場、ポンベ置場、切符売り場、簡易トイレ等 AED、夜間金庫、防水板、ウッドデッキ、防鳥ネット、独立焼却炉、電波障害設備、日よけテント、ガスタンク、石油タンク、アーケード 等	シャッター 庇・樋 外階段 手摺り 犬走り キャットウォーク ハト小屋 等	